

相続増税どう備える編④ 納税までの流れ

前回は相続でもめる「争族」にならないための遺言書の作成方法や注意点、遺産分割が決まらなかった場合のデメリットを説明しました。「争族」になる可能性がある場合は、事前に遺言書を作成しておくことをおすすめします。

今回はいざ相続が始まった場合のさまざまな手続き、特に期限が決まっているものについて説明します。また申告後も可能な対応策を紹介したいと思います。

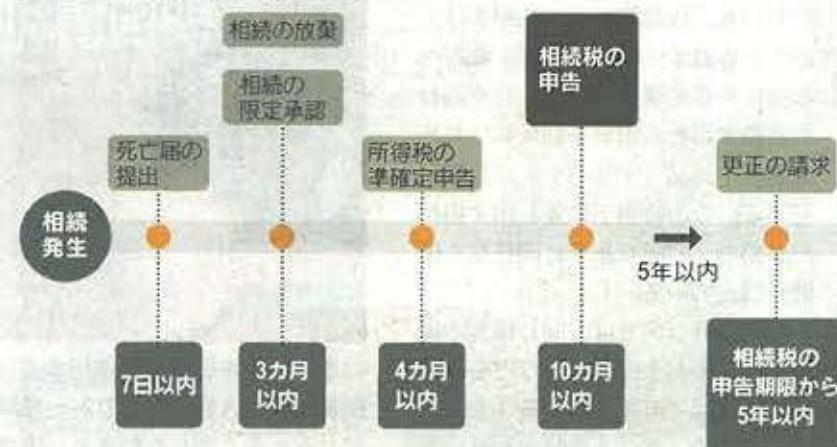
預貯金凍結に注意

人が亡くなった時点で、相続が発生します。亡くなった方の市区町村へ「死亡届」は7日以内に提出する必要があります。併せて、葬儀の手続きなどで慌ただしくなります。ここで注意が必要なのは、亡くなった方名義の預貯金が凍結される場合があることです。つまり、金融機関からお金が引き出せなくなるのです。

もっとも絶対に引き出せないわけではなく、相続人全員の同意があり、全員の戸籍謄本・実印・印鑑証明があれば引き出すことは可能ですが、相続人が遠隔地に住んでいる場合など、非常に労力がかかります。葬儀等でまとまったお金が必要になってきますので、大変困ることになります。あらかじめ、いざという時にお金に困らない対策をとっておく必要があるでしょう。

次に確認しないといけないのは、被相続人の財産・債務にどのようなものがあるかです。相続の開始があったことを知った日から3カ月以内であれば、「相続放棄」や「限定承認」ができます。「相続放棄」はプラスの財産もマイナスの財産も一切相続しない方法です。「限定承認」

相続の手続き(期限が決まっているもの)



手続きは10ヵ月以内 債務で相続放棄なら 3ヵ月以内に

はプラスの財産の範囲内でマイナスの財産も引き継ぐ方法です。どちらもしなかった場合は自動的に「単純承認」になり、被相続人の権利義務を承継することを相続人が無限に承認することになります。

相続承認・放棄等を確認したら、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に亡くなった方の所得税を精算します。この手続きを準確定申告といいます。亡くなった方が確定申告の必要ない人であれば、この手続きは必要ありません。通常の確定申告は、1月から12月までの1年間に得た所得について、所得を得た本人が申告をしますが、年の途中で死亡してしまうと、申告ができません。そこで相続人が被相続人に代わって、1月1日から死亡し

た日までの所得について申告・納税を行うのが準確定申告です。

相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、相続税の申告書を提出する必要があります。特殊な要件の下に申告期限の延長等の措置もありますが、基本的には10ヵ月以内に相続人を確定させ、財産を把握し、遺産分割して相続税を納税しなければなりません。

5年内なら還付も

これまで人が亡くなつてから相続

税の申告および納税までを説明しました。その後税務調査がなければそれで全て完了なのでしょうか。相続税の申告期限から5年以内であれば、払いすぎた相続税を取り戻す方法があります。それが更正の請求です。

現金や預金に関しては、相続人自身も可能なことは全部調べた上で相続税の申告をしている場合が多く、過大な金額を計上していることは少ないと思われます。しかし、土地の評価は税理士一人ひとりで違ってきます。特に相続に慣れていない税理士は、節税ポイントを見落としがちです。相続税は申告して終わりではありません。まだやれることはあります。申告期限後5年以内なら、還付が間に合います。もう一度見直してみることをおすすめします。

相続税は今年の1月1日以降開始のものに関して基礎控除額が下がり、課税対象者が増え、また支払う税額も大きくなります。この連載で紹介しました通り、事前に対策が可能なことはしておいた方が相続人の負担が小さくてすむケースが多いと思われます。

わが国で発生する相続案件は、年間5万1000件と言われています。税理士の数が約7万5000人で、単純計算では、1人の税理士は2年に1回程度しか相続案件を扱わないことになります。税理士に依頼する際は、過去の実績を確認して依頼することをお勧めします。

(この項おわり)



清田幸弘（せいた・ゆきひろ）氏 ランドマーク税理士法人代表。農家の出身で農協に9年間勤めたことがある。その視点・経験をもとに資産税コンサルティングを始め、相続税の申告件数は1997年の開業以降累計で1400件を超える。行政書士や農協監査士、宅地建物取引主任者などの資格も保有している。

達人が伝授